



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年8月17日火曜日 第1584号

◇ 目 次 ◇

愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更..... 871

町村等と愛媛県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約..... 871

指定医師の所在地の変更..... 871

指定医師の辞退の届出..... 872

指定居宅支援事業者の指定..... 872

大規模小売店舗の届出に係る県の意見の概要..... 872

村営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... 872

町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... 873

家畜商の免許の取消し..... 873

公有水面埋立工事のしゅん功認可..... 873

道路の区域変更（県道湯谷口川内線）..... 873

道路の供用開始（ ” ）..... 874

道路の区域変更（県道内子河辺野村線）..... 874

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧..... 874

公 告

平成15年度財団法人都道府県会館災害共済事業及び水力発電用機械損害共済事業の経営状況の公表..... 874

任 免 辞 令

公営企業任免辞令（2件）..... 875

告 示

○愛媛県告示第1748号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）第3条第1項の規定により、平成16年8月6日次のとおり愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

平成16年8月17日

○愛媛県告示第1750号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成16年8月17日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	売りさばき人氏名	変更事項	
		新	旧
29	愛媛県猟友会 東部支部 仲道広八郎	1 代表者氏名 仲道広八郎	1 代表者氏名 土居忠治郎

○愛媛県告示第1749号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、次のように規約を定め、久万高原町公平委員会の事務の委託を受けた。

平成16年8月17日

愛媛県知事 加戸守行

久万高原町と愛媛県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、久万高原町（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を愛媛県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他の必要な事項）

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成16年8月1日から施行する。

愛媛県知事 加戸守行

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変更年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
太宰康伸	旭川荘南愛媛病院	北宇和郡広見町永野市1607	西条中央病院	西条市朔日市804番地	平成16年5月5日
田中清宜	西条中央病院	西条市朔日市804番地	たなか内科クリニック	新居浜市中萩町1-38	平成16年5月21日
入田純	”	”	愛媛大学医学部附属病院	温泉郡重信町大字志津川	平成16年6月1日
山口朋孝	河辺村国民健康保険診療所	喜多郡河辺村大字植松428	公立周桑病院	東予市壬生川131番地	”
高原完祐	四国中央市国民健康保険新宮診療所	四国中央市新宮町新宮50番地	国民健康保険町立中島中央病院	温泉郡中島町大字大浦3081番地1	”

松原 寛	町立吉田総合病院	北宇和郡吉田町大字北小路甲217	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	〃
越智達正	愛媛大学医学部附属病院	温泉郡重信町大字志津川	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	西条市朔日市字榎ヶ坪26番地1	平成16年7月1日

○愛媛県告示第1751号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成16年 8月17日

愛媛県知事 加戸守行

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
肢体不自由	内科	伊予病院	越智和夫	伊予市八倉906番地5	平成16年6月1日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	〃	愛媛労災病院	太田孝行	新居浜市南小松原町13-27	平成16年6月2日
肢体不自由	脳神経外科	〃	八十川雄図	〃	〃
〃	〃	〃	新川修司	〃	平成16年6月7日
視覚障害	眼科	公立学校共済組合四国中央病院	岩田明子	四国中央市川之江町2233番地	平成16年6月30日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	内科	医療法人紫愛会石川病院	扇喜智寛	四国中央市上分町732-1	平成16年7月1日

○愛媛県告示第1752号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年 8月17日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指定期日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
38000200176143	社会福祉法人宇和島福祉協会	宇和島市三浦東4122番地4	緒賀正輝	知的障害者地域生活援助	グループホーム堂	北宇和郡松野町吉野288番地	平成16年8月10日

○愛媛県告示第1753号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定により県が述べた意見の概要は、次のとおりである。

当該意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成16年 8月17日

愛媛県知事 加戸守行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	意見の概要
ブックオフ・ハードオフ・オフハウス今治片山店	今治市片山町三丁目10番地33	荷さばき作業を適正に行うことが出来る荷さばき施設を整備すること。

○愛媛県告示第1754号

若城村から協議のあった村営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・大畠地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 8月17日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
村営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・大畠地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成16年8月18日から9月14日まで
- 縦覧場所

岩城村役場

○愛媛県告示第1755号

上浦町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・三角地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 8月17日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・三角地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成16年 8月18日から 9月14日まで
- 縦覧場所
上浦町役場

○愛媛県告示第1756号

家畜商法（昭和24年法律第208号）第7条第1項の規定により、平成16年 8月17日次の者の家畜商の免許を取り消した。

平成16年 8月17日

愛媛県知事 加戸守行

登録番号	登録年月日	現住所	氏名(又は名称)	生年月日(又は設立年月日)	取消理由
第1557号	昭和52年12月22日	松山市和泉67番地	竹内 廣義	昭和2年10月22日	申請による

○愛媛県告示第1757号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、伊方町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年 8月17日

愛媛県知事 加戸守行

- しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
伊方町
西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1
代表者 町長 中元 清吉
西宇和郡伊方町仁田之浜1250番地の1
- 埋立区域
 - 位置
西宇和郡伊方町二見字田ノ浦甲1252番2から同甲2850番1に至る間の地先公有水面
 - 区域
次の1の地点から6の地点までを順次直線で結んだ線並びに6の地点と1の地点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.30メートル）における公有水面と陸

地との境界線により囲まれた区域

基点（西宇和郡伊方町二見字田ノ浦甲1252番6地先の堤に設置された金属錐）は、北緯33度27分49秒、東経132度17分13秒の地点

1の地点は、基点から真北36度15分47秒 30.90メートルの地点

2の地点は、1の地点から真北133度40分03秒 20.04メートルの地点

3の地点は、2の地点から真北232度56分17秒5.97メートルの地点

4の地点は、3の地点から真北142度56分01秒 65.52メートルの地点

5の地点は、4の地点から真北232度56分03秒 107.67メートルの地点

6の地点は、5の地点から真北321度10分30秒 43.96メートルの地点

(3) 面積

7,048.13平方メートル

- 埋立ての免許の年月日及び番号
平成14年 3月22日 愛媛県指令港第107号
- しゅん功認可年月日
平成16年 8月17日

○愛媛県告示第1758号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 8月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	湯谷口川内線	温泉郡川内町大字松瀬川甲1082番 1 から 同町大字則之内字下永野甲2407番 1 まで	旧	メートル 6.0~11.4	キロメートル 0.040	
			新	6.0~18.0 6.2~18.0	0.040 0.040	

○愛媛県告示第1759号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 8月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	湯谷口川内線	温泉郡川内町大字松瀬川甲1082番 1 から 同町大字則之内字下永野甲2407番 1 まで	平成16年 8月17日

○愛媛県告示第1760号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 8月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	内子河辺野村線	西予市野村町惣川2010番 4 から 同町惣川2013番 2 まで	旧	メートル 5.0~ 7.2	キロメートル 0.073	
			新	5.0~24.3	0.071	
"	"	西予市野村町惣川1944番 3 から 同町惣川1918番 2 まで	旧	4.0~ 9.7	0.179	
			新	5.3~29.0	0.181	

○愛媛県告示第1761号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、松山広域都市計画公園 2・2・72持田公園の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年 8月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

公 告

○公 告

平成15年度財団法人道府県会館災害共済事業及び水力発電用機械損害共済事業の経営状況の公表について

財団法人道府県会館理事長梶原拓から通知のあった平成15年度財団法人道府県会館災害共済事業及び水力発電用機械損害共済事業の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 263 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公表する。

平成16年 8月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 災害共済事業の経営状況

(1) 事業実績

ア 建物共済

加入都道府県（団体）数	47都道府県 4 団体
共済責任額	4,076,983,736千円
共済基金分担金（返戻金控除後）	997,263千円
被災件数	712件
被災棟数	712棟
災害共済金	328,756千円
損害率	35.1パーセント

イ 自動車損害共済

加入都道府県（団体）数	8 県
共済責任額	42,489,807千円
共済基金分担金（返戻金控除後）	17,253千円
事故件数	1 件
給付件数	1 件
災害共済金	502千円
損害率	2.9パーセント

(2) 収支計算

ア 収 入	
共済基金分担金	1,015,631,923円
┌ 建物共済	998,334,164円
└ 自動車損害共済	17,297,759円
雑収入	369,944,753円
返還金収入	90,000,000円
繰入金収入	3,100,000円
前期繰越収支差額	1,954,285,033円

イ 支 出	
事務費	198,957,557円
災害共済金	329,257,955円
┌ 建物共済	328,756,046円
└ 自動車損害共済	501,909円
返戻金	642,041円
┌ 建物共済	597,964円
└ 自動車損害共済	44,077円
災害見舞金	21,056,938円
助成金	1,934,351円
防災費	2,255,108円
配分金	384,198,000円
諸支出金	212,707,000円
固定資産取得支出	3,784,305円
積立預金支出	993,195,000円
次期繰越収支差額	1,284,973,454円

ウ 資産増加の部	
資産増加額	996,979,305円
エ 資産減少の部	
資産減少額	761,962,657円
当期正味財産増加額	235,016,648円
前期繰越正味財産額	21,013,568,773円
期末正味財産合計額	21,248,585,421円

2 水力発電用機械損害共済事業の経営状況

(1) 事業実績	
加入都道府県(市)数	32都道府県 1市
共済責任額	273,235,910千円
共済基金分担金	334,312千円
加入発電所数	332所
被災事故件数	1件
被災事故発電所数	1所
災害共済金	1,355千円
損害率	0.4パーセント

(2) 収支計算	
ア 収 入	
共済基金分担金	334,312,863円
雑収入	105,580,294円
前期繰越収支差額	689,824,716円
イ 支 出	
事務費	1,308,084円
災害共済金	1,355,000円
災害見舞金	0円
調査費	0円
積立預金支出	392,000,000円
次期繰越収支差額	735,054,789円

ウ 資産増加の部	
資産増加額	437,230,073円
エ 資産減少の部	
資産減少額	0円
当期正味財産増加額	437,230,073円
前期繰越正味財産額	6,116,904,716円
期末正味財産合計額	6,554,134,789円

任 免 辞 令

○公営企業任免辞令

7月31日

愛媛県技術吏員	田 中 一 美
同	竹 場 由 衣
同	根 布 昭 彦
同	菊 池 孝
同	若 本 裕 之
同	西 山 志 麻

願により本職を免ずる(各通)

愛媛県技術吏員 福 田 光 成

願により本職を免ずる

退職手当は支給しない(愛媛県職員退職手当条例附則第36項)

○公営企業任免辞令

8月1日

宮 崎 始

愛媛県技術吏員に任命する
医療職(一)1級を命ずる
技師を命ずる
県立三島病院勤務を命ずる

井 上 直 三

愛媛県技術吏員に任命する
医療職(一)1級を命ずる
技師を命ずる
県立南宇和病院勤務を命ずる

